

IMトレーニング申込書

※氏名はトレーニングを受けられる方の氏名をご記入ください。

氏名

保護者名

住所 〒

連絡先

FAX

生年月日

年

月

日

E-mail

IM-Home (家庭用)

人

※IM-Home (家庭用) は、6ヶ月以上のご利用が条件となります。

※2人目以上のご利用はライセンス追加料金が必要となります。

【初回お支払金額】

月額	20,000円	×	1人	×	2カ月分	=	40,000円
----	---------	---	----	---	------	---	---------

ライセンス追加	10,000円	×	人	×	2カ月分	=	
---------	---------	---	---	---	------	---	--

体験値引き

(消費税) 円

合計 円

私は、IMトレーニング約款に同意し、上記の内容で申し込みます。

年 月 日

ご署名 (本人・保護者)

Ⓢ

※申込書は免責に関する承諾書とともにご提出ください。

※お申込み受付後3営業日以内にご記入いただいたメールアドレスにご連絡させていただきます。



GALAXY株式会社 IM事業部
〒577-0803 大阪府東大阪市下小阪5-6-3
TEL: 06-6748-0446 FAX: 06-6748-0447

IMトレーニング約款

この約款は、IMトレーニングを行うにあたり、大切な項目を記載した書面です。正式なトレーニング申し込み手続き(IMトレーニングお申し込み用紙へのご署名) 前によくお読みいただきご確認をお願いします。

第1条 (契約の成立)

1. トレーニング申込者は、以下の条項を承諾の上、IMトレーニング申し込み用紙に記入し、GALAXY株式会社IM事業部（以下弊社）に対してトレーニングの申し込みを行い、弊社がこれを承諾した時点で契約が成立とします。

第2条 (トレーニングの提供)

1. 弊社よりトレーニングメニューをオンラインシステムにより提供します。
2. トレーニングの数値の結果により、弊社がトレーニングメニューの変更等を行います。

第3条 (トレーニング期間)

1. トレーニング契約期間は最低3ヶ月以上とします。ただし、IM-Homeをご利用の個人のお客様に関しては、6ヶ月以上の利用を原則といたします。お申込者から指定された期日までに申し出がない限り1ヶ月ごとに自動更新することとします。更新時には、更新料等は請求しないものとします。
2. 自動更新後は第7条に則り途中解約の手続きをとるものとします。

第4条 (契約期間終了・契約非更新)

1. 契約を自動更新せず、終了を希望する場合は、最終トレーニングをする月の前月末日迄に、直接電話またはメールにて弊社まで、お申し出下さい。
2. メールの場合はご本人確認のため、申込書に記入されたメールアドレスのみ受付します。

第5条 (トレーニング料の支払について)

1. 申込者は初期費用+月額費用2ヶ月分を弊社の指定する銀行口座に振込むものとします。
2. 申し込みの際、「預金口座振替依頼書」をご記入・ご捺印の上ご提出ください。
3. 原則3ヶ月目からの口座振替とします。預金口座振替依頼書の提出時期または不備等により振替開始時期が遅れる場合があります。
4. 毎月20日(20日が休日の場合は翌営業日)に、翌月分のトレーニング料をご指定の銀行等の口座より引き落とします。
5. 一括払いを希望する場合は、その旨を弊社に申し出るものとします。

第6条 (契約解除・クーリングオフ)

1. 申し込み手続きの日から起算して8日を経過するまでの間は、「クーリングオフの通知書」を提出することにより、申し込みを解除することができます。但し、機器の未使用のものに限らせていただきます。
2. 納入された初期費用等については振込み手数料を引いた額を返金します。

第7条 (途中解約)

1. 口座振替の場合

(1) 申込者からトレーニングを契約期間中に解約の申し出があった場合には、トレーニング終了希望月(最終トレーニングをする月の前月末日迄に、直接電話またはメールにて弊社までお申し出下さい。その後、弊社の指定の書式を提出するものとします。

(2) メールの場合はご本人確認のため、申込書に記入されたメールアドレスのみ受付します。

(3) 解約手数料として契約期間の残数がある場合は、利用残数月と月額を乗じた金額を弊社指定の口座までお振込みいただきます。その際の振込手数料は申込者にてご負担ください。

2. 一括払いの場合

(1) 申込者からトレーニングを契約期間中に解約の申し出があった場合には、トレーニング終了希望月(最終トレーニングをする月の前月末日迄に、直接電話またはメールにて弊社までお申し出下さい。その後、弊社の指定の書式を提出するものとします。

(2) メールの場合はご本人確認のため、申込書に記入されたメールアドレスのみ受付します。契約期間の残数がある場合は、利用残数月と月額を乗じた金額から一括入金いただいた金額の差し引きによる金額を返金いたします。また、返金時は振込み手数料を引いた額を返金します。

第8条 (紛争の解決)

1. 本約款に定める事項及び契約内容について疑義が生じた場合、その他本約款に関して争いが生じた場合は、両者協議の上、解決するものとします。
2. 本契約及び約款に定めのない事項については、民法及び特定商取引法に関する法律その他の関連諸法によるものとします。

第9条 (附則)

今後契約内容が改訂された場合申込者は遵守するものとします。